

## 議案第 79 号

### 飯能市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の飯能市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第4条第1項第1号の規定は、平成30年以後の年の所得による制限について適用し、平成29年以前の年の所得による制限については、なお従前の例による。

平成29年11月24日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(所得による制限)	(所得による制限)
第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としない。	第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としない。
(1) 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者(以下「ひとり親等」という。)の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)による <u>同一生計配偶者及び扶養親族</u> (以下「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、市長が定める額以上であるとき。	(1) 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者(以下「ひとり親等」という。)の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)による <u>控除対象配偶者及び扶養親族</u> (以下「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、市長が定める額以上であるとき。
(2)～(3) 省略	(2)～(3) 省略
2～3 省略	2～3 省略





## (抜粹)

所得税法等の一部を改正する等の法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

所得税法等の一部を改正する等の法律

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三十三号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「ものを」を「もの(第三十三号の四において「青色事業専従者等」という。)」に改め、同項第三十三号の一を同項第三十三号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三の四 「源泉控除対象配偶者 居住者(合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。)の配偶者でその居住者と生計を一にするもの(青色事業専従者等を除く。)のうち、合計所得金額が八十五万円以下である者をいう。」

第二条第一項第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二 控除対象配偶者 同一生計配偶者のうち、合計所得金額が千万円以下である居住者として政令で定めるものを含む。」を加える。

第六条第三項中「及びその住所地の所轄税務署長」を削り、同条第四項中「及びその事業場等の所在地の所轄税務署長」を削り、同条第五項中「及び住所地(第二項の規定により事業場等の所在地を納稅地としている者で住所地を有していない者については、住所地。以下この項において同じ。)の所轄税務署長」を削り、「その住所地」の下に「(同項の規定により事業場等の所在地を納稅地としている者で住所地を有していない者については、住所地)」を加え、同条第六項中「に係る所得税」を「の所得税」に改める。

第二十条中「及び異動後の納稅地の所轄税務署長」を削る。「

第二十四条第一項中「もの及び」を「もの並びに」に改め、「によるもの」の下に「及び株式分配(同法第二条第十二号の十五の二)に規定する株式分配をいう。以下この項及び次条において同じ。)」を、「分割型分割によるもの」の下に「及び株式分配」を加え、「次条第一項第三号」を「次条第一項第四号」に改める。

第二十五条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「よるもの」の下に「及び株式分配」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三 当該法人の株式分配(法人税法第二条第十二条の十五の三に規定する適格株式分配を除く。)第五十五条の四第一項中「第二条第十一号の六の四」を「第一条第十一号の六の三」に、「同条第十二号の十六」を「同条第十二号の十七」に、「適格株式交換」を「適格株式交換等」に、「資産が交付されたなかつたもの」を「資産が交付されなかつた株式交換」に改める。

第七十九条第二項及び第三項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第八十三条第一項中「三十八万円(その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、四十八万円)」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その居住者の第二条第一項第三十号(定義)に規定する合計所得金額(以下この項及び次条第一項において「合計所得金額」という。)が九百万円以下である場合 三十八万円(その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、四十八万円)

二 その居住者の合計所得金額が九百万円を超えて九百五十万円以下である場合 二十六万円(その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、三十二万円)

三 その居住者の合計所得金額が九百五十万円を超えて千円以下である場合 十三万円(その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、十六万円)

第八十三条の二第一項中「他の居住者の扶養親族とされる者並びに第五十七条第一項(事業に従事する親族がある場合の必要経費の特別例等)に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するもの」を「第二条第一項第三十三号(定義)に規定する青色事業専従者等」に改め、「第二条第一項第三十号(定義)に規定する」を削り、「(以下この項及び次項において「合計所得金額」という。)が七十六万円未満を「が百二十三万円以下」に改め、「該当しないもの」の下に「(合計所得金額が千万円以下である当該居住者の配偶者に限る。)」を加え「その配偶者の区分」を「場合の区分」に改め、同項各号を次のように改める。

一 その居住者の合計所得金額が九百万円以下である場合 その居住者の配偶者の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 合計所得金額が八十五万円以下である配偶者 三十八万円